

4 - 6 ダムのあり方

淀川水系では、総合開発されたわが国最大の湖である琵琶湖が存在するうえに、治水・利水・発電等を目的として多くのダムが建設され、これらが生活の安全・安心の確保や産業・経済の発展に貢献してきている。しかし、ダムは、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、取水口・放流口間の河道流量を減少させる、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなどにより、河川の生態系と生物多様性に重大な悪影響を及ぼしている。さらに、ダムは、建設に多大の経費を要するうえ、地域社会の崩壊をもたらすなどの弊害もある。

このような影響あるいは弊害に加え、ある程度の整備がすでになされているとの理由により、ダムは原則として建設しないものとする。ただし、ダムが必要であり、考えうるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、それ以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり、ダムを建設するものとする。地球温暖化による気候変動や社会情勢の変化などの不確定要素に対しては順応的に対応する。

堰についても同様の取扱いとする。

ダム建設を計画する者は計画案策定の早い段階から少なくとも次の事項について徹底した情報公開と説明責任を果たさなければならない。

- ・ダムの必要性
- ・建設地点の選定理由
- ・各種代替案の実行可能性および有効性の比較
- ・自然環境への影響および改善策
- ・自然環境の価値および耐用年数・耐用後の対策を考慮した経済性
- ・住民団体・地位組織などを含む住民の判断に必要な事項

既設のダム・堰が機能を低下・喪失した場合あるいは自然環境に重大な影響を与えた場合、ダム管理者は撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させるには、ダム機能の回復あるいは自然環境への影響の軽減をはかるものとする。